

清瀬市太陽光発電システム等設置補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの削減に配慮した住宅用新エネルギー及び省エネルギー機器(以下「機器等」という。)を設置した市民に対して、その費用の一部を補助することで市内における機器等の普及を図り、地球温暖化の防止に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において住宅とは、専ら居住の用に供する住宅又は延べ床面積の過半を居住の用に供する店舗等の併用住宅をいう。

(補助対象機器等)

第3条 補助対象となる機器等(以下「補助対象機器等」という。)は、別表に規定する機器等とする。ただし、補助対象機器等は、未使用の新品に限るものとする。

(補助金交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる事項のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内の住宅所在地に住民登録をし、実際に居住している者
- (2) 補助金の申込日の属する年度の前年の賦課期日にかかる市区町村民税及び都道府県民税納期到来分を完納している者または非課税の決定を受けている者。
- (3) 市内の住宅に新たに補助対象機器等を設置した者、または補助対象機器等が設置された住宅を購入し、居住している者。

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、第3条に規定する補助対象機器等の設置に対し、予算の範囲内において別表に規定する額とする。

2 補助金の交付額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申込)

第6条 市長は、補助金の交付を受けようとする者（以下「申込者」という。）に次の各号に掲げる書類等を添付させ、清瀬市太陽光発電システム等設置補助金交付申込書（以下「申込書」という。）の提出を求めるものとする。

- (1) 機器設置契約書の写し
- (2) 設置設備の明細及び領収書の写し
- (3) 設置後の状況を確認できる写真
- (4) 電力会社との電力受給契約締結の確認できる書類の写し
- (5) 設置した機器のカタログ
- (6) 住民票の写し
- (7) 第4条第1項第2号に該当する事を証明する市区町村長の発行する証明書。
- (8) 手続代行選任届
- (9) その他市長が必要と認める書類等

2 補助金の申込は、同一の住宅又は対象者に対して1回に限り申込みできるものとする。

3 補助金の交付申込期間は原則として次の各号に掲げるとおりとする。ただし、期間の始期及び終期が市の執務日でない場合には、その期間を変更する場合がある。

- (1) 毎年1月から6月までの設置 その年の6月1日から7月末日まで
 - (2) 毎年7月から12月までの設置 その年の12月1日からその翌年の1月末日まで
- (補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する申込みがあった場合は、申込内容を審査し、補助金の交付の適否を決定するものとする。ただし、補助金の交付適格者が多数あって予算の範囲を超えるときは、申込期限後に速やかに抽選をして交付する者を決定する。

2 市長は、前項の規定により交付する者を決定したときは、清瀬市太陽光発電システム等設置補助金交付（不交付）決定通知書（以下「決定通知書」という。）により申込者に通知するものとする。

(補助金の請求方法)

第 8 条 市長は、前条第 1 項の規定において補助金の交付を決定した者（以下「交付決定者」という。）に、前条第 2 項に規定する決定通知書を送付した日の翌日から起算して 30 日以内に清瀬市太陽光発電システム等設置補助金交付請求書の提出を求めるものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第 9 条 市長は、交付決定者及び補助金の交付を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取消し、補助金の全部の返還を求めるものとする。

- （1）偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2）前号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

（協力）

第 10 条 市長は、次の各号に掲げる事項について、交付決定者に協力を求めることができる。

- （1）機器等に関するアンケート調査
- （2）その他市長が必要と認める事項

（様式）

第 11 条 この要綱の施行について必要な書類等の様式は、市長が別に定める。

（委任）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による第 5 条の改正規定は、平成 27 年 7 月 1 日以後に設置した太陽光発電システム及び家庭用燃料電池に適用する。

別表（第3条・第5条関係）

補助対象機器等		補助金の上限額
種類	要件	
太陽光発電システム	<ul style="list-style-type: none"> ・財団法人電気安全環境研究所が行う太陽電池モジュールの認証を受けたもの又はこれに準じた性能を持つと市長が認めるもの。（住宅用に限る。） ・公称最大出力が10kw未満のもの。 	30,000円に補助対象機器等の最大出力キロワットを乗じて得た額又は当該補助対象機器等の設置に要した額のいずれか低い額（ただし、100,000円を限度とする。）
家庭用燃料電池（エネファーム）	住宅用途として使用する燃料電池コージェネレーションシステムであって、発電能力が、0.5キロワット以上であるもの。	50,000円又は当該補助対象機器等の設置に要した額のいずれか低い額